

○学校法人神戸学院役員等永年功労表彰内規

2005年1月12日

制定

(目的)

第1条 学校法人神戸学院(以下「法人」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の永年功労表彰に関する事項は、この内規の定めるところによる。

(永年功労表彰)

第2条 在任期間が10年以上の役員等が退任する場合は、感謝状及び次のとおり永年功労表彰記念品料を贈る。ただし、引き続き、他の役員等の任に就く場合においては、この限りではない。

(1) 理事、監事

ア 在任期間10年以上20年未満 100,000円

イ 在任期間20年以上30年未満 200,000円

ウ 在任期間30年以上 300,000円

(2) 評議員 100,000円

2 前項の在任期間については、他の役員等の在任期間を含め、通算するものとする。ただし、法人の設置する学校の職員であつた期間については、その期間を除くものとする。

3 特に法人に功労のあつた者又は特別の事由がある者については、理事会の承認を得て特別に考慮することができる。

附 則

この内規は、2005年1月12日から施行する。